

日 銀 シ ス 第 6 4 号
2 0 2 5 年 6 月 1 6 日

日銀ネット利用金融機関等 御中

日 本 銀 行

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に
関する規則」の一部改正に関する件

今般、日銀ネット利用手数料等請求書（標記規程に定める「日銀ネット利用手数料等請求書」をいいます。）の書式を横向きから縦向きに変更することに伴い、標記規程の一部を別紙のとおり改正し、2025年7月1日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に関する規則」
中一部改正

○第 1 号書式を次のとおり改める（全面改正）。

〒	— (注 1)
	(注 2) 御中
	日本銀行 (登録番号: (注 3))
	日銀ネット利用手数料等請求書
	計算日 年 月 日
	年 月分 ¥ (注 4)
	ただし、消費税および地方消費税¥ (注 5) (適用税率 (注 6)) が含まれています。
	上記の金額は次のとおり当座勘定から引落します。(注 7)
	引落日 年 月 日
	引落口座 (注 8)
	この請求書の内容について、異議・不明な点がございましたら、「手数料等の当座勘定自動引落に関する規則」(注 9) に定めるところに従い申出て下さい。申出なき場合は、承認があったものとして取扱います。

印紙税申告納 付につき日本橋 税務署承認済	領 収 書 (注 10) 年 月 日 (注 2) 御中 下記のとおり領収しました。 日本銀行 ¥ (注 11) ただし、消費税および地方消費税¥ (注 12) が含まれています。 (摘要) 年 月分日銀ネット利用手数料等 明細については、先に送付した請求書をご覧下さい。
---	---

(注 1) 納付事務統轄店舗の所在地を表示します。

(注 2) 納付事務統轄店舗の名称を表示します。

(注 3) 日本銀行の適格請求書発行事業者にかかる登録番号を表示します。

(注 4) 日銀ネット利用手数料等の金額を表示します。

(注 5) 日銀ネット利用手数料等の金額のうち消費税および地方消費税に相当する金額を表示します。

(注 6) 消費税および地方消費税にかかる適用税率を表示します。

(注 7) 非取引金融機関等が日銀ネット利用手数料等の納付について、規則第 5 条第 2 項に規定する代行納付の方法によらない場合は、請求書のうち「上記の金額は、次のとおり当座勘定から・・・・・・引落口座」までの記載はその記載がないものとみなして下さい。

(注8) 代行納付先の名称を表示します。

(注9) 「手数料等の当座勘定自動引落に関する規則」との記載は「日本銀行金融ネットワークシステムの利用についての手数料等の納付に関する規則」と読替えるものとします。

(注10) 領収書は前月に前々月分の日銀ネット利用手数料等を日本銀行が受入れた場合に出力します。

(注11) 前月に受入れた前々月分の日銀ネット利用手数料等の金額を表示します。

(注12) 前月に受入れた前々月分の日銀ネット利用手数料等の金額のうち消費税および地方消費税に相当する金額を表示します。